

利用上の注意

1. 工業統計調査の集計について

- (1) この結果表は、従業者4人以上の製造事業所について、本府が調査票情報をもとに独自に集計したものです。
- (2) この結果表の数値は、後日経済産業省が公表する数値と相違することがあります。
- (3) 平成29年工業統計調査において、調査日を6月1日（平成26年工業統計調査までは12月31日）に変更したため、①「事業所数」、「従業者数」については、平成29年6月1日現在、②「現金給与総額」、「製造品出荷額等」、「付加価値額」等の経理事項については、平成28年1月から12月の実績により調査しています。
したがって、本集計における平成28年の数値は、平成29年工業統計調査の結果（①・②）に基づく数値です。
- (4) 平成23年及び平成27年の数値は、工業統計調査との時系列比較の参考とするため、「経済センサス - 活動調査 産業別集計（製造業）【大阪府の製造業】」を使用しています。それ以外の年次の数値は、表示年次に実施した工業統計調査の結果に基づく数値です。
- (5) 平成28年経済センサス - 活動調査の数値（平成27年実績）は、直近の数値として参考に記載しているものであり、平成29年工業統計調査（平成28年実績）とは、母集団となる名簿情報の相違等があるなど、単純には比較できません。さらに、一部事業所に対し調査項目を簡素化した調査票を配布しているため、同調査票を配布した事業所については「事業所数」、「従業者数」の数値は集計に含まれますが、当該事業所の「製造品出荷額等」、「生産額」、「付加価値額」、「年間投資総額（有形固定資産）」、「事業所敷地面積」、「1日当たり用水総使用量」の数値については集計値に含まれていません。
- (6) 平成17年、平成20年、平成23年、平成27年の数値は、全事業所を対象とした調査のうち従業者4人以上の事業所の調査結果を集計したもので、その他の年次は、従業者4人以上の事業所を対象とし、調査・集計したものです。
- (7) 「調査結果の概要」中の前回比は、「平成26年大阪の工業」（平成26年実績）との比較です。
- (8) 平成19年工業統計調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、平成19年以降の「製造品出荷額等」「付加価値額」「原材料使用額等」については、平成18年以前の数値とは接続しません。

(9) 製造品出荷額などの経理事項については、原則消費税込みで把握していますが、平成 27 年以降は、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で集計しています。

なお、在庫額についても当ガイドラインに準じて、消費税込みに補正した上で結果表として集計しています。

(10) 回収状況（回収率）について

	調査対象事業所数	調査票回収数	回収率	集計事業所数
大阪府	18,170	15,990	88.0%	15,990
全国	203,470	192,133	94.4%	191,339

※ 調査対象事業所数、調査票回収数及び集計事業所数には、廃棄、転業、休業、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所を含んでいません。

※ 回収率は、調査票回収数÷調査対象事業数により算出しています。

※ 調査票回収数と集計事業所数（有効回答事業所数）の差は、無効回答事業所数です。

2. 調査項目の見直し

平成 29 年調査から、統計間の整合性の確保や記入者負担の軽減を目的として、以下の項目について見直しを行っています。

(1) 従業者数

「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成 27 年 5 月 19 日 各府省統計主管課長等会議申合せ）により策定された標準的な指針にそって変更しました。

(2) 出荷額等に係る消費税の取扱い

従前の「税込みに統一した記入」による報告を「原則税込み記入」に変更するとともに、税込み・税抜きのいずれで記入したかを明確にするための調査事項「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」を設置しました。

(3) 工業用地及び工業用水

一部廃止

(4) 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額

廃止

(5) 常用労働者毎月末現在数の合計（工業調査票甲）

廃止

(6) リース契約による契約額及び支払額（工業調査票甲）

廃止

3. 事業所の産業の決定方法（産業格付）

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品の事業所については、品目6桁番号（製造品、賃加工品番号）の上4桁で産業細分類を決定します。
- ② 製造品が複数の事業所については、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号（中分類）を決定します。
次に、その決定された2桁番号のうち、上記と同じ方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定して、最終的な産業格付を行います。

(2) 特殊な方法

原材料、作業工程、機械設備等により格付するもので、次の産業が該当します。

「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」、「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の11産業及び「各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）」

4. 結果表（付表、累年統計表、統計表）の項目の説明

- (1) 事業所数は、操業準備中の事業所、操業開始後未出荷の事業所、廃業事業所及び休業事業所を除いた、平成29年6月1日現在の数値です。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

- (2) 従業者数は、平成29年6月1日現在の数値です。

従業者とは、当該事業所で働いている者をいい、個人業主及び無給家族従業者、常用労働者の計をいいます。ただし、本結果表では、従業者の内訳には送出者が含まれていますが、総数には含まれていないため、内訳の合計は総数と一致しません。

- ① 個人業主とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している者をいいます。また、無給家族従業者とは、個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいいます。ただし、手伝い程度の者は含みません。
- ② 常用労働者とは、雇用者等及び出向・派遣受入者に分けられます。さらに、雇用者等は、次のア～エに該当する者をいい、以下のa b cにおける有給役員、正社員・正職員等、パート・アルバイト等に分けられます。

ア 事業所に常時雇用されている者

イ 期間を決めず、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者

ウ 個人業主の家族で、実際に雇用者等並みの賃金・給与の支払いを受けている者

エ 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の者

a 有給役員とは、事業所の取締役、理事（常勤・非常勤かは問わない。）などで役員報酬を得ている者をいいます。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、当該事業所が役員報酬を支給している場合は、当該事業所の有給役員に該当します。ただし、本結果表では、有給役員は下記bの正社員・正職員等に含まれます。

b 正社員・正職員等とは、雇用者等のうち、一般に正社員、正職員として処遇されている者をいいます。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む。）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている者が該当します。

c パート・アルバイト等とは、雇用者等のうち、契約社員、嘱託、パートタイマー、アルバイトなど、正社員、正職員以外の者をいいます。

③ 出向・派遣受入者とは、別経営の事業所に籍を置いたまま当該事業所で働いている者及び人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

④ 送出者とは、個人業主及び無給家族従業者、有給役員、雇用者等、臨時雇用者に該当する者のうち、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）」でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている者をいいます。

⑤ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

(3) 現金給与総額とは、平成28年1年間に常用雇用者及び有給役員に対して支払われた基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）及びその他の給与額等の合計をいいます。

その他の給与額等とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額（出向元企業・派遣会社への支払額など）及び臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいいます。

(4) 原材料使用額等とは、平成28年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額をいいます。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいいます。

また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合に支給した原材料の額も含まれます。

② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスタ料金、自家発電用の燃料費などをいいます。

③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まれません。

④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った又は支払うべき加工賃をいいます。

- ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、出向・派遣受入者に係る支払額、委託生産額などの外注費は含みません。
- ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成 28 年 1 年間に実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。
- (5) 製造品出荷額等とは、平成 28 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出るくず・廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額をいいます。
- ① 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。）を、平成 28 年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。
- ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
- ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 28 年中に返品されたものを除く）
- ② 加工賃収入額とは、平成 28 年中に他の企業が所有する主要原材料によって製造し、あるいは他の企業が所有する製品又は半製品に加工、処理を加え引き渡した物に対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。
- ③ その他収入額とは、上記①②及びくず・廃物の出荷額以外（例えば、転売収入、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいいます。
- (6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額とは、事業所の所有するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額をいいます。原材料を他企業の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれます。
- (7) 有形固定資産額は、平成 28 年 1 年間における数値であり、帳簿価額によっています。
- ① 有形固定資産額の取得額等には、次のア～エの区分があります。
- ア 土地
- イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
- ウ 機械及び装置（附属設備を含む）
- エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具及び備品等
- ② 有形固定資産額の建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。
- ③ 有形固定資産額の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

④ 有形固定資産額の減価償却額とは、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいいます。

(8) 集計項目のうち、原材料使用額等の内訳、年初・年末在庫額（製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料）、生産額、付加価値額、年間投資総額（有形固定資産）、有形固定資産額、事業所敷地面積、1日当り用水総使用量・水源別淡水使用量については、従業者30人以上の事業所のものです。

5. 集計項目の算式

(1) 生産額、付加価値額などの算式

① 生産額

$$\begin{aligned} &= \{ (\text{製造品出荷額 (但し、製造工程から出たくず、廃物を除く)} \\ &\quad + \text{加工賃収入額}) \} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \end{aligned}$$

② 付加価値額

$$\begin{aligned} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &\quad - \text{原材料使用額等} - \{ \text{推計税額 (酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税)} \\ &\quad + \text{推計消費税額} \} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

③ 粗付加価値額

$$\begin{aligned} &= \text{製造品出荷額等} - \text{原材料使用額等} - \{ \text{推計税額 (酒税、たばこ税、揮発油税及び} \\ &\quad \text{地方揮発油税)} + \text{推計消費税額} \} \end{aligned}$$

④ 年間投資総額（有形固定資産）

$$\begin{aligned} &= \text{土地の取得額} + \text{有形固定資産 (土地を除く) の取得額} \\ &\quad + \text{建設仮勘定の年間増減額 (増加額} - \text{減少額)} \end{aligned}$$

⑤ 有形固定資産年末現在高

$$= \text{年初現在高} + \text{取得額} - \text{除却額} - \text{減価償却額}$$

⑥ 付加価値率

$$\begin{aligned} &= \text{付加価値額} \div \{ \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - \text{推計税額 (酒税、} \\ &\quad \text{たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税)} + \text{推計消費税額} \} \times 100 \end{aligned}$$

⑦ 原材料率

$$\begin{aligned} &= \text{原材料使用額等} \\ &\quad \div \{ \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &\quad - \text{推計税額 (酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税)} + \text{推計消費税額} \} \\ &\quad \times 100 \end{aligned}$$

⑧ 在庫率

$$= \text{年末在庫額} \div \{ \text{生産額} - \text{推計税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税）} + \text{推計消費税額} \} \times 100$$

⑨ 寄与率

$$= \text{各分類別対前年増減額} \div \text{各分類別対前年増減額の総数} \times 100$$

⑩ 特化係数

$$= \text{大阪府産業別製造品出荷額等構成比} \div \text{全国産業別製造品出荷額等構成比}$$

※ 平成 29 年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計税額（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税）」は、出荷数量等から推計しています。

※ 推計消費税額は平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

(2) その他の算式

① 1 事業所当たり従業者数 = 従業者数 ÷ 事業所数

② 1 事業所当たり製造品出荷額等 = 製造品出荷額等 ÷ 事業所数

③ 従業者 1 人当たり製造品出荷額等 = 製造品出荷額等 ÷ 従業者数

④ 雇用者等 1 人当たり現金給与額 = 雇用者等に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末手当等）の額 ÷ （雇用者等数 - 送出者数）

6. 集計区分の説明

(1) 産業3類型別の区分

類型区分	産業
基礎素材型産業	木材、パルプ・紙、化学、石油・石炭、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石、鉄鋼、非鉄金属、金属製品
加工組立型産業	はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品、電気機械、情報通信機械、輸送用機械
生活関連・その他型産業	食料品、飲料・たばこ、繊維、家具、印刷、なめし革、その他

※大阪府において製造業の実態を構造的に把握するため使用している区分です。

(2) 地域別の区分

地域区分	市町村	
大阪市地域	大阪市全域	
北大阪地域	豊能地区	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
	三島地区	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
東大阪地域	北河内地区	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
	中河内地区	八尾市、柏原市、東大阪市
南河内地域	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	
泉州地域	泉北地区	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
	泉南地区	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

堺・泉北臨海工業地帯	泉北地区の一地域であって、概ね、阪神高速道路湾岸線の西側の区域で、大和川と豎川・緑川（泉大津市臨海町3丁目と新港町の境）の間の区域
------------	---

(3) 規模区分

規模区分	従業者数
小規模層	4人～29人
中規模層	30人～299人
大規模層	300人以上

7. その他の注意

- (1) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入したため、内訳と合計が一致しない場合があります。
 なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入しています。

この統計表中「－」は該当数値なし又は分母が0等のため計算不可、「0.0」は端数四捨五入のため単位未満、「－（数値の前にあるもの）」はマイナスの数値、「X」は1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所です。

また、3以上の事業所に関する数値であっても、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表しました。さらに、平成28年が秘匿する必要のない箇所であっても、増減比較をする対象年次が秘匿である場合、増減率及び増減値を「X」で表しました。

資本金階層別統計表におけるイタリック体の数値には、組合・その他の法人の数値が加算されています。

- (2) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。例外については次のとおりです。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業 (1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合)	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

- (3) 本結果表の産業分類（中分類）の名称には、略称を用いている箇所があります。正式名称と略称については、次のとおりです。

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09 食料品製造業	食料品	21 窯業・土石製品製造業	窯業・土石
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄金属
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	24 金属製品製造業	金属製品
13 家具・装備品製造業	家具	25 はん用機械器具製造業	はん用機械
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙	26 生産用機械器具製造業	生産用機械
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務用機械
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品
17 石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭	29 電気機械器具製造業	電気機械
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック製品	30 情報通信機械器具製造業	情報通信機械
19 ゴム製品製造業	ゴム製品	31 輸送用機械器具製造業	輸送用機械
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革	32 その他の製造業	その他

なお、産業中分類番号18のプラスチック製品製造業（別掲を除く）の別掲は、次のとおりです。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき、ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板、標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品 （貴金属・宝石製を除く）	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

